



海外国債ファンド

追加型投信／海外／債券

分配金に関するお知らせ

- 2017年8月15日の決算において、当ファンドの収益分配方針に基づき、前期の15円（1万口当たり、税引前、以下同じ。）から10円に引き下げたことをご報告申し上げます。

分配金実績（税引前、1万口当たり）設定来

2001.12.17～ 2004.11.15	2004.12.15～ 2005.11.15	2005.12.15～ 2008.02.15	2008.03.17～ 2013.06.17	2013.07.16～ 2016.06.15	2016.07.15～ 2017.07.18	2017.08.15	設定来累計 分配金
各30円	各40円	各45円	各70円	各30円	各15円	10円	8540円

※ 上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※ 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。
分配金が支払われない場合もあります。

騰落率（税引前分配金再投資基準価額） 基準日:2017年8月15日

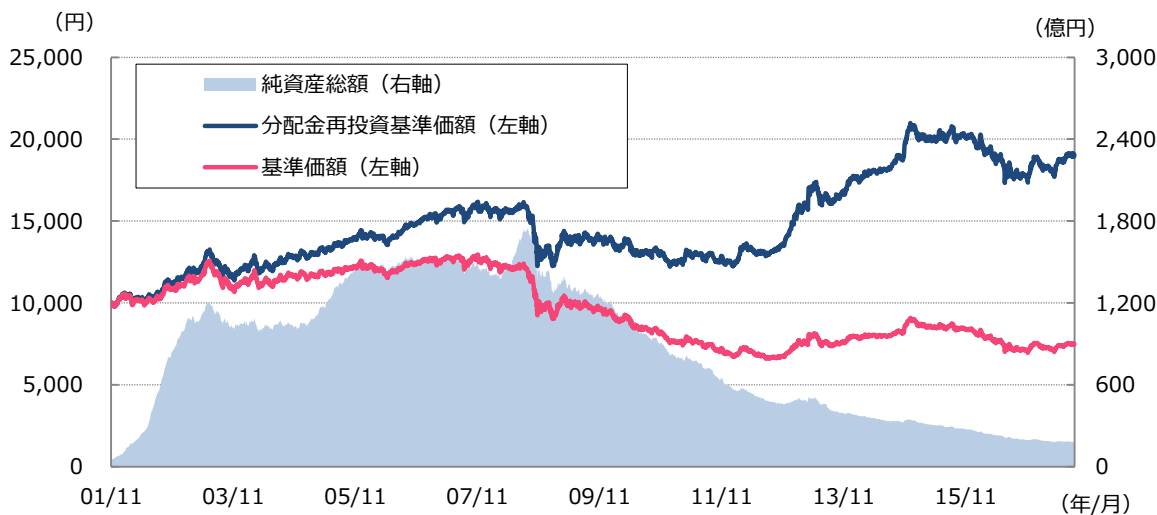
1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	2年	3年	設定来
-0.04%	1.79%	3.80%	7.04%	-8.02%	4.08%	90.61%

※ ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出していますので、実際の投資利回りとは異なります。

※ 上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。

※ 各期間は、基準日から過去に遡っています。また設定来のファンドの騰落率については、設定当初の投資元本をもとに計算しています。

運用実績（期間:2001年11月5日～2017年8月15日）

基準価額
7,494円純資産総額
181億円

※2017年8月15日時点

（設定日：2001年11月5日）

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※上記の図表は、過去の運用実績であり、将来の運用成果、分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

※収益分配金に関する留意事項、ファンドの投資リスク、お申込みメモ・ファンドの費用、当資料のお取扱いについてのご注意は、該当ページをご覧ください。

Q1 なぜ、分配金を引き下げたのですか？

安定的な収益分配と信託財産の成長を目指すためです。

当ファンドは長期的に安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行う一方、分配金額は安定的な収益分配を行うことを目指して運用会社が決定します。今回は、分配可能原資が減少している状況等を踏まえ、以下2点の実現を目指し行うものです

①安定的な収益分配

分配金を引き下げることで、前回分配金との差額が純資産の中に留保されることになります。
翌期に繰り越される分配対象額が増えることから、安定的な収益分配を目指すための基礎となります。

②信託財産の成長

分配金を引き下げることで、前回分配金との差額が純資産の中に留保されることになります。
信託財産の成長を目指して運用する額が、分配金の引き下げ分だけ多く残ることになります。

Q2 分配可能原資はどの程度ありますか？

収益分配を行える十分な分配可能原資を有しています。

当期末の分配可能原資の状況については、翌期繰越分配対象額の水準が参考になりますが、当期決算における当該対象額は160円で、収益分配を行うのに十分な金額を有しています。

また、分配原資の状況は運用報告書（全体版）でご確認いただけます。

項目	第184期	第185期	第186期	第187期	第188期	第189期
	2017年3月15日	2017年4月17日	2017年5月15日	2017年6月15日	2017年7月18日	2017年8月15日
(a)費用控除後の配当等収益	5.51	5.95	11.07	5.54	12.28	8.40
(b)費用控除後等の 有価証券売買等損益	0	0	0	0	0	0
(c)収益調整金	19.41	19.47	19.57	19.59	19.66	19.68
(d)分配準備積立金	176.81	167.35	158.24	154.38	144.93	142.28
(e)当期分配対象収益 (a+b+c+d)	201.73	192.77	188.88	179.51	176.87	170.36
(f)分配金	15	15	15	15	15	10
(g)翌期繰越分配対象額 (e-f)	186.73	177.77	173.88	164.51	161.87	160.36

※1万口当たり、単位：円

※当該繰越分配対象額は会計上の数値であり、ファンド純資産と別枠で確保されているものではありません。また、当該繰越分配対象額はあくまで当期末における分配可能原資の状況を知るための参考にすぎません。翌期の決算日において、前期末における「翌期繰越分配対象額」がそのまま分配可能原資の一部となるものとは限りません。

※分配金は税引前分配金を表示しています。翌期繰越分配対象額は経費（信託報酬等）を控除した金額です。運用状況によっては分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

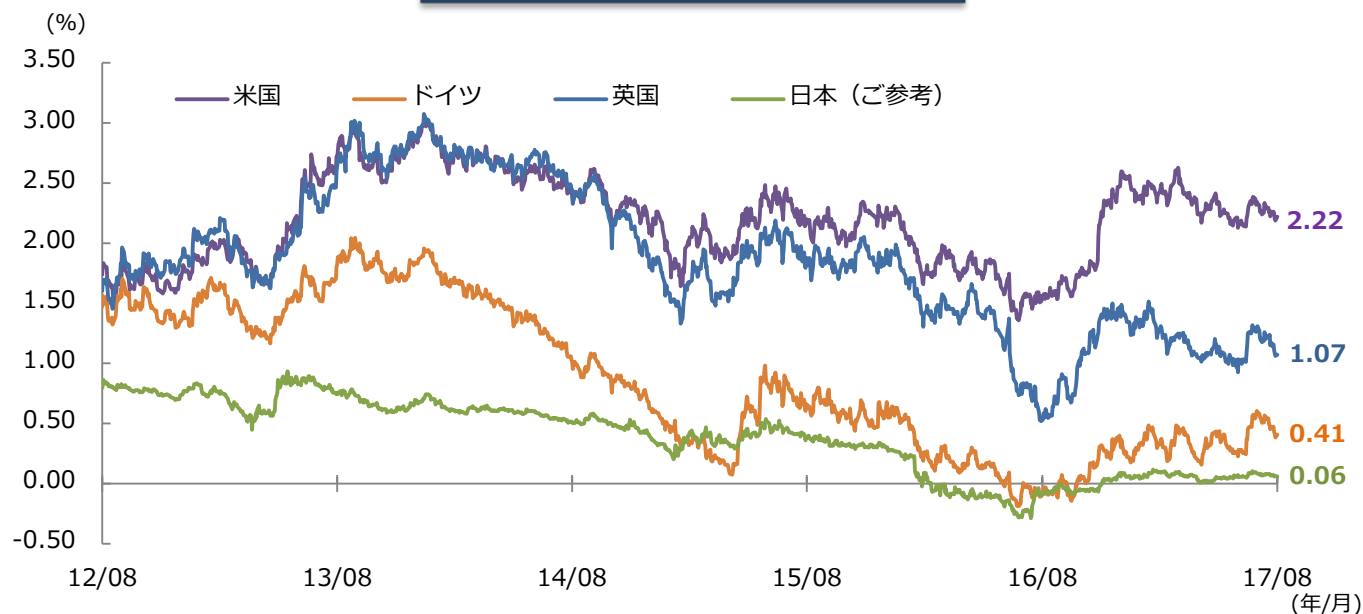
※上記数値は過去の実績であり、今後の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

当期分配金落ち後の
分配可能原資

Q3 主な投資対象国の金利と為替の推移について教えてください。

当ファンドが投資対象としている先進国債券市場では、2016年11月のトランプ氏当選後、同氏の掲げる景気刺激策への期待から米国債を中心に利回りが大きく上昇しました。しかし、トランプ政権による政策への期待が後退し、米政治リスクが意識されると、金利の下押し圧力となりました。足もとでは、FRB(米連邦準備制度理事会)が年内の追加利上げとバランスシート縮小の実施に言及する一方、インフレ率など一部の米経済指標に陰りが見えることから、米国債は方向感の出にくい展開となっています。欧州では、ECB(欧州中央銀行)やBOE(イングランド銀行)による金融緩和縮小観測から、国債利回りが上昇しています。

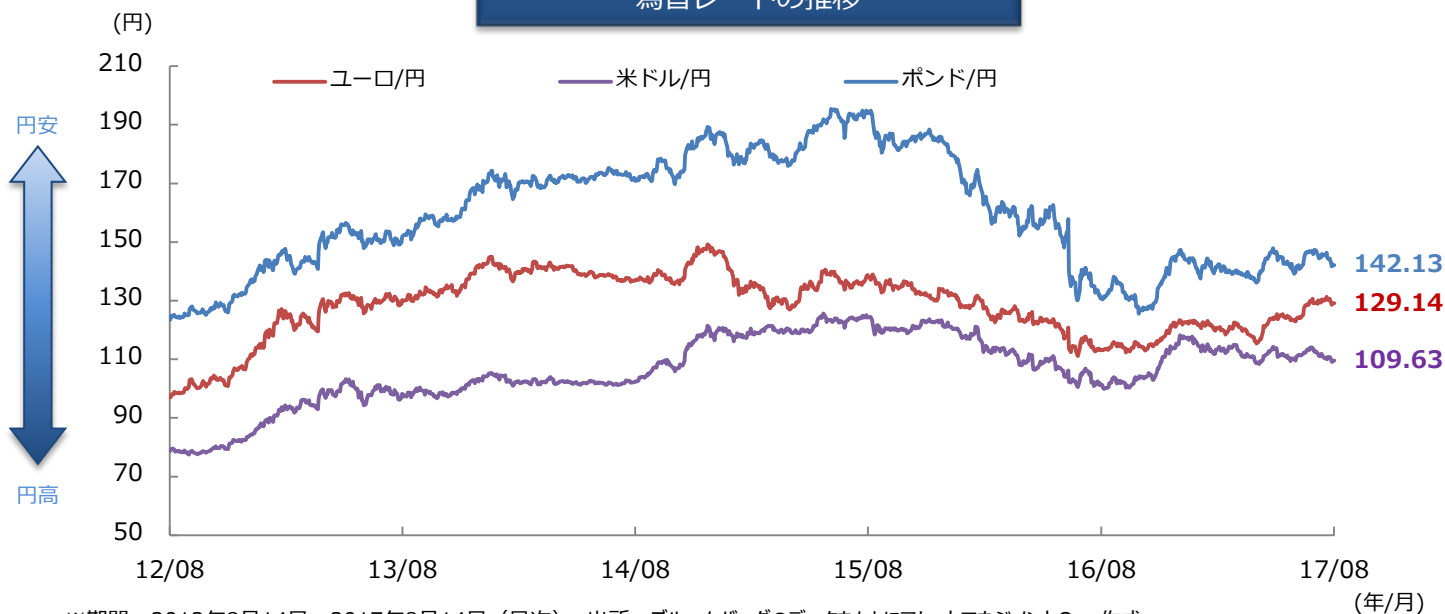
10年国債利回りの推移



※期間：2012年8月14日～2017年8月14日（日次）、出所：ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

為替市場は、日本と欧米の金融政策の違いが意識されるなか、対米ドルでは、強弱まちまちの米経済指標や、「ロシアゲート」疑惑をめぐる米政治の不透明感から一進一退の展開となっています。一方、対ユーロ圏では、ユーロ圏の堅調な景気回復を背景に、ECBが今秋にも金融政策の正常化に動き出すとの思惑から、ユーロ高円安が継続しています。

為替レートの推移



※期間：2012年8月14日～2017年8月14日（日次）、出所：ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

Q4 今後の市場見通しと運用方針について教えてください。**米国市場**

米国経済は、個人消費や住宅投資を中心に景気回復基調を維持していると見ています。金融政策についても、FRBは利上げを緩やかなペースで実施する方針を維持しています。しかし、賃金の伸びが高まらずインフレ期待も低水準で推移していることや、トランプ大統領の政権運営に対する懸念が高まっていることなどにより、米国10年国債利回りの上昇余地は大きくないと想定しています。

欧州市場

ユーロ圏経済は景気回復基調が強まってきており、インフレ率も持ち直してきています。ドイツ10年国債利回りは、景気や物価が堅調に推移していることや、量的緩和政策の縮小観測などにより上昇圧力のかかる展開と想定しています。周辺国国債については、ECBの金融政策に対する思惑などにより、利回りの変動が大きくなることも考えられます。

為替市場

米ドル/円相場は、米国では緩やかなペースでの利上げが想定されるものの、インフレ率が高まっていないことやトランプ政権の経済政策に対する期待の剥落などにより、レンジ内の動きに留まると見ています。ユーロ/米ドル相場は、ユーロ圏の景気とインフレ率の持ち直しや、政治リスクの後退から底堅く推移すると想定していますが、金融政策への思惑などにより変動が大きくなることも考えられます。

今後の運用方針

上記の想定のもと、デューレーションについては、各国の金融政策変更が後ずれするとの見方から、ベンチマークに対してやや長期化している現状の水準を基本としつつ、市場環境に応じて機動的な対応を行う方針です。通貨配分は、ユーロをややオーバーウエイトする一方、英ポンドと米ドルをややアンダーウエイトしている現在の配分を維持する方針です。

当ファンドは、主として海外の公社債にマザーファンドを通じて、または直接投資します。実質的に組み入れた公社債の値動きや信用状況の変化、為替相場の変動などの影響により基準価額は変動しますので、これにより投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

1. 主として海外国債マザーファンドを通じて、アメリカ、イタリア、ドイツ、フランス、イギリスそしてカナダの6カ国が発行する国債と政府機関債(国債と同等の格付けを持つもの)を中心に分散投資を行います。

◆当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

◆「シティ世界国債インデックス(除く日本、7～10年、円ベース)※」をベンチマークとして、インデックスを上回る投資成果を目指す運用を行います。

※日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを、各市場の時価総額で加重平均して指数化したもので、Citigroup Index LLCが開発した指数です。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産です。同社は、各指数の算出、公表、利用など各指数に関する一切の権利を有しています。同社は、当ファンドの運用成績などに関する一切の責任を負いません。

◆主要投資対象は、海外国債マザーファンドならびにシティ世界国債インデックスに含まれる国(日本を除く)に所在する政府、政府関係機関、国際機関、法人およびその他事業体が発行する当該インデックスに含まれる通貨建ての国債、政府機関債、国際機関債、短期金融商品とします。

◆公社債の実質組入比率については原則として高位を保ちますが、投資環境が大きく変動するような場合、このような運用ができないことがあります。

◆外貨建資産については為替ヘッジを行いません。

2. 主要先進6カ国の高格付債券へ分散投資することで、さまざまなリスクの分散・抑制に努めます。

◆特定の通貨や国に集中せず、分散して投資を行うことで、「為替変動リスク」、「金利変動リスク」、「信用リスク」などの抑制を図ります。

3. 原則として、毎月15日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。

◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。

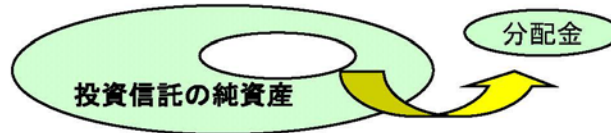
◆分配金額は、委託会社が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

◇運用状況により分配金額は変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

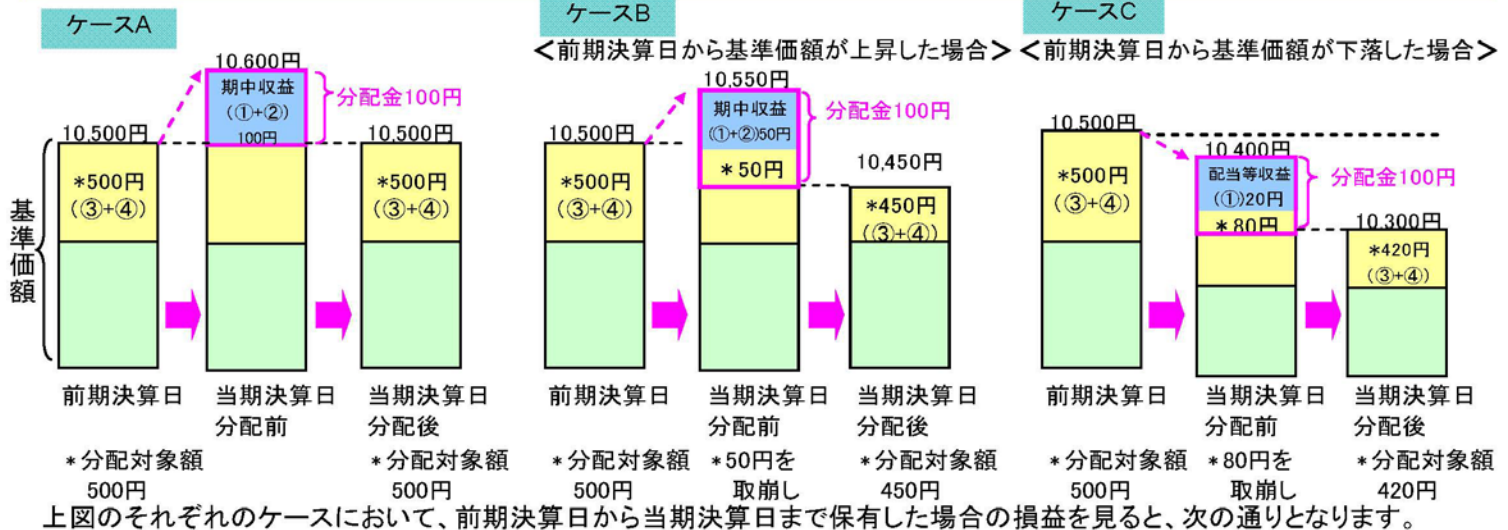
分配金額と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



ケースA: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円 = 100円
 ケースB: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円 = 50円
 ケースC: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円 = ▲100円

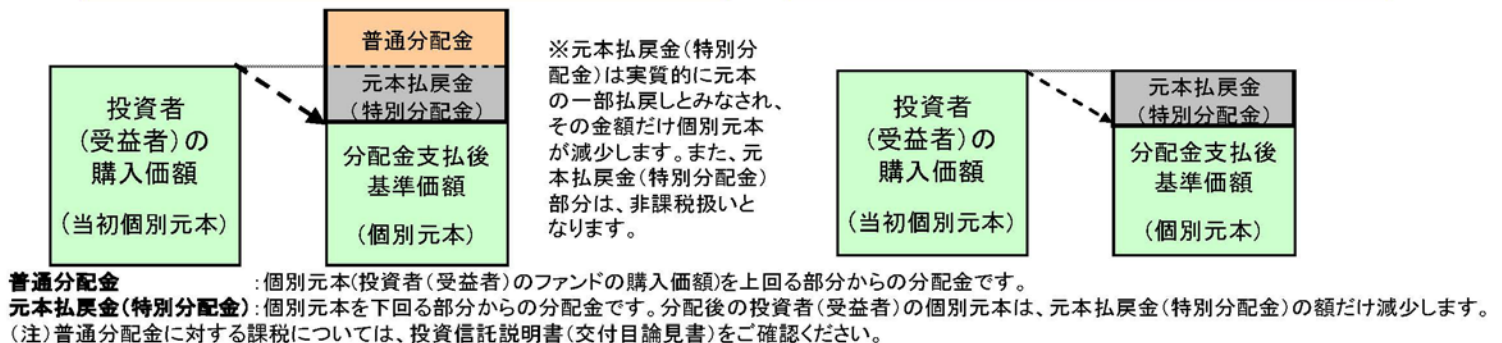
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



主な投資リスクと費用（くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください）

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

為替変動リスク	外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
金利変動リスク	公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
信用リスク	公社債などの信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該公社債などの価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
カントリーリスク	投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
流動性リスク	有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

当ファンドへの投資に伴う主な費用は購入時手数料、信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お申込みメモ(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みを取り消す場合があります。
信託期間	無期限(2001年11月5日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・受益権の総口数が10億口を下回った場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 ※原則、収益分配金の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。

ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

下記の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となる場合があります。

●投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 2.16%(税抜2.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.1% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.026%(税抜0.95%) ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

投資信託ご購入の注意

投資信託は、

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡する投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、主に国内外の株式、公社債および不動産投資信託などの値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資をします。市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

◆ファンドの関係法人 ◆

- ＜委託会社＞アセットマネジメントOne株式会社
 [ファンドの運用の指図を行う者]
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号
 加入協会：一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会
- ＜受託会社＞三井住友信託銀行株式会社
 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]
- ＜販売会社＞販売会社一覧をご覧ください

◆委託会社の照会先 ◆

- アセットマネジメントOne株式会社
 コールセンター 0120-104-694
 （受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
 ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

販売会社一覧(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

販売会社名	登録番号	加入協会
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第6号	日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
池田泉州ＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号	日本証券業協会
いちよし証券株式会社 (新規買い付けのお申し込みは停止しております)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第24号	日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
永和証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第5号	日本証券業協会
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第6号	日本証券業協会
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社ＳＢＩ証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第169号	日本証券業協会
岡安証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第8号	日本証券業協会
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	日本証券業協会
新大垣証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第11号	日本証券業協会
大山日ノ丸証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第5号	日本証券業協会
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	日本証券業協会
立花証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第110号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
西村証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第26号	日本証券業協会
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号	日本証券業協会
廣田証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第33号	日本証券業協会
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	日本証券業協会
フィリップ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第127号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
二浪証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第6号	日本証券業協会
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
三木証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第172号	日本証券業協会
三津井証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第14号	日本証券業協会
三豊証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第7号	日本証券業協会
都証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第36号	日本証券業協会

※収益分配金に関する留意事項、ファンドの主な投資リスク、お申込みメモ・ファンドの費用、当資料のお取扱いについてのご注意は、該当ページをご覧ください。

販売会社一覧(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

販売会社名	登録番号	加入協会
むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号	日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第199号	日本証券業協会
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号	日本証券業協会
株式会社阿波銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第1号	日本証券業協会
株式会社北九州銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第117号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
株式会社紀陽銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第8号	日本証券業協会
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
株式会社筑邦銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第5号	日本証券業協会
株式会社筑波銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第44号	日本証券業協会
株式会社東北銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第8号	日本証券業協会
株式会社徳島銀行 (新規買い付けのお申し込みは停止しております)	登録金融機関 四国財務局長(登金)第10号	日本証券業協会
株式会社東日本銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第52号	日本証券業協会
株式会社肥後銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第3号	日本証券業協会
株式会社百十四銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第5号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
株式会社北洋銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
株式会社三重銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第11号	日本証券業協会
株式会社南日本銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第8号	日本証券業協会
株式会社もみじ銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第12号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
株式会社八千代銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第53号	日本証券業協会
株式会社山口銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第6号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会

この一覧表は、各販売会社より取得した情報を基に作成しています。

(順不同)